

意見書

平成18年12月14日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぱし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしや
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぱし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしや
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぱし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしや
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぱし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしや
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしつこうやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

このたびは、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン(案)」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

項目	具体的内容
1 本ガイドラインの目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の電気通信市場環境等を鑑み、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保するとともに電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、電気通信事業者が債権保全を講じる際の指針として、本ガイドラインを策定することに賛同します。 ・ 事業者間接続等において、債権保全措置を講じるかどうか、またどのような債権保全措置を講じるかについては、個別の事業者間取引等に応じて、多様なケースがあり、一義的に当該措置の扱いを定めることは不適切であることから、原則、当事者間の協議に委ねられるべきとする本ガイドライン案に賛同します。
2 債権保全の具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するにあたって考慮すべき事項等の具体的施策については、個別の事業者間取引等に応じた多様なケースが想定され、全般的に網羅することは不可能であることから、例示にとどめた記載とするガイドライン案に賛同します。 ・ ガイドライン案に記載された債権保全の具体的施策については、あくまで例示であるとの前提のもと、一定の合理性がある方式、または指標であると考えます。
2 債権保全の具体的施策 (2) 預託金の預入れ等の要否を判断するにあたって考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な指標として例示されている格付け機関等第三者による評価については、信用力とは無関係の事由等により、格付けが付与されていない企業も多く存在すると想定されることから、一様な取扱いが困難である点について留意が必要であると考えます。 ・ 信用評価、格付け機関等第三者による評価においては、一般的に、安定的な事業基盤、財務基盤を持つ市場支配力を有する電気通信事業者等の評価が高くなる傾向が想定されますが、当該通信事業者の評価を基準として、指定電気通信事業者等が必要以上の債権保全施策を求める等の過度な要請はなされるべきではないと考えます。
2 債権保全の具体的施策 (4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定電気通信設備を有する事業者については、接続拒否等により事業者及び利用者に与える影響が大きくなるため、より慎重な債権保全の基準を設定する必要があるものと考えます。従って、接続約款の変更認可や届出の過程等において、過度に接続事業者の事業運営を制限する内容とならないよう、慎重かつ厳格な審査がなされることを要望します。

以上